

社会福祉法人藤倉学園 役員報酬等規定

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人藤倉学園（以下「当法人」という）は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第13条の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が会議等に出席したとき、及び職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、交通費について実費相当額を支払うこととする。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第2条の規定に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定に関わらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条。当法人は、この規定を持って、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成15年4月1日より施行する。

平成28年2月28日 全面改訂

平成29年4月1日 全面改訂

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 700,000円
常務理事	月額 600,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事長

月額	300,000円
----	----------

(2) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(4) 監事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査等への出席	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円